

工場、商店、農家 等で低圧の電力(600V以下)を
使用されていた皆様へ

PCBを使用した 低圧進相 コンデンサー が残っていませんか?



低圧進相コンデンサーはこんなところに
設置されています。

- ・モーターで稼働する設備や業務用冷凍庫、農業用乾燥機等の電気機器などの力率を改善する目的で、壁や配電盤などに設置されています。
- ・機器を廃棄した後に低圧進相コンデンサーだけが壁に残っている可能性があります。



3kg未満の高濃度PCB使用の低圧進相コンデンサー
処分期限:令和5年(2023年)3月31日

- 昭和52年(1977年)までに設置された設備を管理されている方は、設備に低圧進相コンデンサーが含まれていないか、取り外されずにそのまま設備内に残っていないかを再度御確認いただき、低圧進相コンデンサーにPCBが使用されていないかチェックをお願いします。
- 過去にPCB関連の調査を行った建物においても、PCB使用機器が新たに発見される事例が発生しております。

PCBは人体に有害です!

処分期限を過ぎると事実上処分が不可能となります。
処分漏れがないよう徹底をお願いします。

■ 低圧進相コンデンサーの確認方法

① コンデンサーの銘板を確認

◇「AF式」「DF式」「不燃性油」「シンクロール」「シバノール」の表記

⇒ **高濃度PCB**

◇製造年 昭和28(1953)年～昭和47(1972)年 ⇒ **高濃度PCBの可能性あり**

昭和28(1953)年～平成2(1990)年 ⇒ **低濃度PCBの可能性あり※1**

平成3(1991)年以降※2 ⇒ **PCB使用の可能性なし**

※1 低濃度PCBを使用したものの処分期限は令和9年3月31日となっています。

※2 ニチコン製については、平成3年以降のものでも低濃度PCBの可能性ががあります。

② メーカー・日本電機工業会(JEMA)のホームページで確認、またはメーカーに問い合わせ

◇日本電機工業会HP：PCBを含む電気機器への対応情報

⇒ <https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

■ 高濃度PCBを使用した低圧進相コンデンサーを発見した場合

①届出

所管の福島県各地方振興局、又は中核市の市役所にPCB特別措置法に基づく届出をする必要があります。

②処分

処理期限までに決められた場所(JESCO北海道処理事業所)で処分する必要があります。

期間内に処分が行われない場合、又は不法に廃棄された場合は、懲役又は300万円以下の罰金に処される場合があります。

※高濃度PCB廃棄物の処分費用については、中小企業・個人事業者向け軽減制度があります。詳細は下記相談窓口にご連絡いただくか、環境省ホームページをご確認ください。

注意!!

高濃度PCB含有の変圧器・コンデンサー(3kg以上)の処分期限は**令和4年3月31日**で終了しています。万が一、対象のPCB廃棄物又は使用製品を発見された場合は、下記の連絡先に大至急ご連絡願います。

◆ PCB使用機器を発見した場合の連絡先

管轄地域	機関名	電話番号	管轄地域	機関名	電話番号
二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	024-521-2723	福島市	福島市 環境部 廃棄物対策課	024-529-5266
須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課	024-935-1502	郡山市	郡山市 環境部 3R推進課	024-924-2181
白河市 西白河郡 東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境課	0248-23-1421	いわき市	いわき市 生活環境部 廃棄物対策課	0246-22-7604
会津若松市 喜多方市 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	0242-29-3908			
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	0241-62-2062			
相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	0244-26-1237			

● PCB全般に係る相談窓口

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

電話：0120-985-007

受付時間：10:00～17:00(土日祝日を除く)

メール：pcb-info@sanpainet.or.jp

●環境省ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>